

⑥生活保護の受給申請

1. 制度について

(1) 制度の概略

経済的に困窮する国民に対し、その程度に応じて必要な保護を行うことで、最低限度の生活を保障し、自立を助けることを目的とした制度。

関係機関の主な役割は、国が保護の基準を定めることや都道府県及び市町村の行う事務の監査、県は福祉事務所の行う事務の監査を行っている。また、県健康福祉センターは、福祉事務所を設置しない町村に係る保護の決定及び実施を行い、市は保護の決定及び実施を行っている。

(2) 制度の根拠法令

生活保護法、同法施行令、同法施行規則

民生委員への依頼根拠とされる法令・通知・事務処理要領等

【施行日】

昭和25年5月4日、法律第百四十四号

【「民生委員」表記箇所】

上記法令を抜粋。

(民生委員の協力)

第二十二條 民生委員法(昭和二十三年法律第百九十八号)に定める民生委員は、この法律の施行について、市町村長、福祉事務所長又は社会福祉主事の事務の執行に協力するものとする。